

## 三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例（仮称）に関する骨子（案）及び パブリックコメントの実施について

### 1 三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例（仮称）に関する骨子（案）

#### (1) 条例制定の背景と目的

人権基本条例（仮称）の基本理念を踏まえ、パートナーシップ関係にある市民の宣誓制度を創設することで、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関わらず、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、パートナーシップ宣誓に係る手続きを定める条例を制定する。

#### (2) 宣誓をすることができる要件（全ての要件を満たす必要がある）

ア 成年に達している。

イ 次のいずれかに該当する。

(ア) パートナーの双方が市内に住所を有している。

(イ) 3月以内に市内への転入を予定している。

ウ パートナーシップ関係にある。

エ 配偶者を有しないこと及び相手方以外の者とパートナーシップ関係にない。

オ 民法により婚姻をすることができない関係にない。

#### (3) 宣誓に必要な書類

住民票の写し・戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍証明書等・本人確認書類

#### (4) 通称名の使用

受理証には、戸籍上の氏名のほか、通称名を併記することができる。

#### (5) 受理証の交付

ア 宣誓の申請があった場合に、パートナーシップ宣誓受理証を交付する。

イ 3月以内に市内への転入を予定しているときは、受理証に代えて受付票を交付し、転入後、受付票と引き換えに受理証を交付する。

#### (6) 受理証の再交付等

宣誓書の記載事項の変更や受理証の紛失等の場合、申請に基づき、受理証を再交付する。なお、パートナーシップ関係を解消したとき、三鷹市民ではなくなったときなどは、受理証を市に返還する。

**(7) 受理証の取消し**

虚偽の申請が判明した場合、受理証の交付を取り消し、受理証を市に返還するまでの間、市ホームページに交付番号を公表する。

**2 パブリックコメントの実施**

**(1) 件名**

「三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例（仮称）」（素案）

**(2) 意見募集期間**

令和5年12月15日（金）から令和6年1月5日（金）までの22日間

**(3) 条例（素案）の入手方法**

市ホームページ（閲覧）のほか、相談・情報課、市政窓口、市民協働センター及び各コミュニティ・センターで令和5年12月15日（金）より配布

**(4) 意見などの提出方法**

ア 意見を提出できる方

（ア）在住・在勤・在学の市民

（イ）市内で活動される方

（ウ）パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方（団体を含む。）

イ 提出方法及び提出先

郵送、FAX、電子メール、WEB上の受付フォーム又は直接持参により、企画経営課平和・女性・国際化推進係に提出